



東京税理士会日本橋支部会報

第 101 号

平成15年 9月25日

東京税理士会日本橋支部

東京都中央区日本橋人形町3-11-10

ホッコウビル 電話 3662-3979

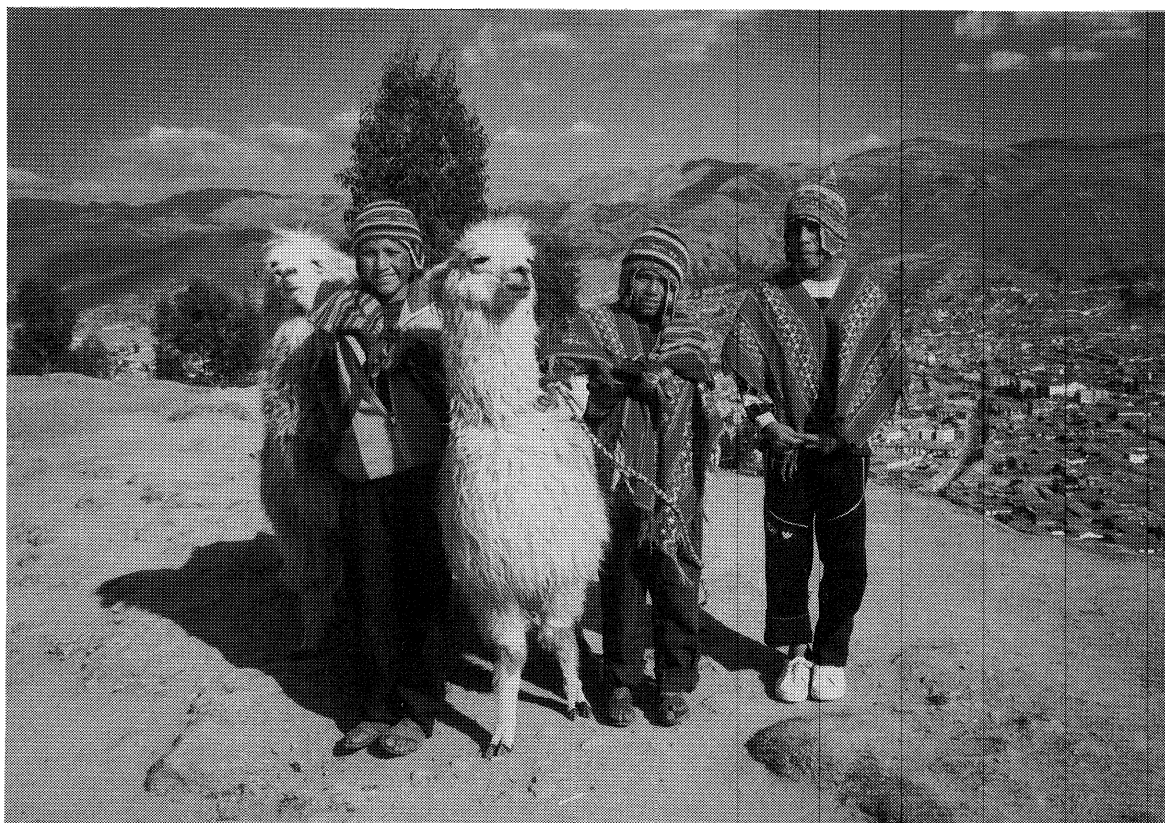
メールアドレス

t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

発行人 支部長 河原 邦文

編集人 副支部長 浅野 汎子

印刷所 株式会社 税 経



アルパカと子供（浅野汎子会員提供）

税界放談

大手銀行に対する外形標準課

税訴訟で東京都が和解を申し入れた。都は一、二審で敗訴しており、最高裁でも勝訴の可能性は期待できないと思われる。しかしこの訴訟を基に地方税法が改正され、長年の懸案であった外形標準課税の導入が来年四月に決まっている。都としては、導入の成果を得たのだから最高裁の判断を待って玉碎するよりましと考えたのだろうか。和解の内容は、三年前にさかのぼり、税率を三%から一%に引き下げ、年利四%を超える加算金をつけて還付するというものである。和解か判決かは当事者間だけの問題かもしれないが加算金の財源も我々庶民の税金である。収益改善を図りたい銀行側にとっては、この加算金は大きな魅力であり、解決を急ぐ必要は無いと考えるかもしれない。解決が遅れば税金の無駄使いにもなるが、この裁判で争われた問題は、今後の行政訴訟、税務訴訟に大きな影響を与えるはずであるし、法の発展の観点からも又自治体の自主課税権の行使の問題からも最高裁の判断を求めるべきだったかもしれない。

（F生）



着任のごあいさつ

日本橋税務署長 松尾 敏三

東京税理士会日本橋支部の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、税務大学校教育第二部から転任して参りました松尾でございます。前任の有賀署長同様よろしくお願い申し上げます。

本年は、江戸開府四百年という節目の年を迎えているわけですが、日本橋は開府以来、日本の商業経済の中心地として栄えてきた歴史と伝統に輝く町であります。また、日本橋税務署も、明治二十九年に新大橋税務署という名称で設置されて以来、百年を超える歴史を有する署であります。この日本橋において税務行政に携わることができすことは、誠に光栄であり、また、その責任の重さに身の引き締まる思いであります。

東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様には、税を知る週間や確定申告期における無料相談をはじめ、種々のご協力をいただいております。紙面をお借りして厚くお礼申し上げます。また、最新の情報をキャッチアップして充実した研修会を実施するなど、活発な会活動を行っておられることに対しまして、深く敬意を表する次第であります。

ところで、近年の税務を取り巻く環境は、高度情報化・国際化の進展など、経済・社会の構造変化により大きく変わってきています。

来年六月には、政府全体として取り組んでいる

電子政府構想実現の一環として、インターネット等を利用した国税の電子申告・納税等が東京局においてもサービスを開始する予定となっております。現段階の情報につきましては、国税庁作成のリーフレットを会員の皆様全員に配布することにより提供させていただきますが、今後も詳細がわかり次第、皆様にお知らせしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、来年四月からの改正消費税法の施行により、課税事業者の増加が見込まれております。私どもといたしましても、リーフレット類の配布、説明会の開催など様々な形で広報を実施することとしておりますが、新規課税事業者への対応などにつきましては、税理士の皆様方のご指導とご協力が不可欠であります。

河原支部長をはじめ、日本橋支部の役員並びに会員の皆様におかれましては、今後とも税務行政に対しまして、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

また、貴支部との間で長年にわたって培われてきた信頼と協調の関係を更に深めるためにも、皆様方との間では率直な意見交換を行ってまいりたいと存じますので、重ねてお願い申し上げます。

最後となりましたが、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



支 部 総 会 を 開 催

去る6月20日（金）午後3時50分より日本橋倶楽部において支部総会が開催された。

総会は、神作支部長の会務報告に続き板橋則雄相談役を議長に選出し、第1号議案から第7号議案までを滞りなく審議し原案どおり承認可決した（経過は下記議事録のとおり）。

その後、本会の会員表彰があり東京税理士会会長代理の坂田純一副会長より、表彰が行われた。続いて有賀文宣日本橋税務署長のご祝辞を頂戴し総会はすべて終了した。なお午後5時30分より関連団体及び関連各方面の来賓をお招きし懇親会が行われた。

東京税理士会日本橋支部 定期総会議事録

1. 日 時 平成15年6月20日 午後3時50分
開会
2. 場 所 日本橋倶楽部（日本橋室町1－5
－8 4階会議室）
3. 会員総数 653名
4. 出席会員 開会時513名（内委任状による出席
428名）

午後3時50分、河原邦文副支部長の司会により開会した。開会時において上記のとおり出席があり、司会者より定期総会は支部規則第22条により適正に成立した旨の報告があった。

池上悦次副支部長による開会の挨拶に続き、神作亨支部長より総会等二年間の会員各位の支部への協力に対する感謝のことばがあり、続いて支部会務報告が行われた。

改正税理士法の対応の問題について、支部事務局移転後について、研修会について、など多岐に亘り報告があり、特に改正税理士法については、この二年間の支部各会員及び役員の絶大なる協力に対して感謝のことばがあり、支部事務局移転によりIT機器の導入に伴う研修会、又確定申告無料相談を支部事務局で行うことが出来た。

署の幹部との定例会については、統括官等実務者の出席をお願いし拡大定例会としたこと。研修会については、回数及び出席人数等大変充実した

研修ができたとの発言及び報告があった。

議長には司会者一任にて板橋則雄支部相談役が選出された。支部規則第26条に基づき、議事録署名人には議長より、井上真一会員及び大澤昭人会員が指名され議事に入った。

議案書における第1号議案から第6号議案について審議された。総務部事業報告の前に、岡本昭夫総務部長より現在の支部会員は、3月31日現在、668名内議決権のある者は、653名であるとの説明があった。

第1号議案 平成14年度事業報告承認の件

議長から第1号議案及び第2号議案については密接に関連する为一括提案、一括審議をしたい旨の説明があり、議場に諮ったところ承認され審議に入った。

平成14年度事業報告については議長の指図により下記所掌部担当副支部長（部長）から別紙議案書に基づきそれぞれ詳細な報告がなされた。

1. 総務部事業報告…岡本昭夫総務部長
2. 研修部事業報告…成田一正研修部長
3. 広報部事業報告…岩波 一広報部長
4. 厚生部事業報告…木下純一厚生部長
5. 綱紀監察部事業報告…河原邦文綱紀監察部長
6. 渉外対策部事業報告…池上悦次渉外対策部長
7. 税務経営指導所事業報告…岡本昭夫副所長
8. 法対策委員会事業報告…池上悦次法対策委員長
9. 情報システム委員会事業報告…成田一正情報システム委員長
10. 広域災害対策小委員会事業報告…岡本昭夫総務部長

第2号議案 平成14年度決算報告承認の件

第2号議案については、浅見達雄経理部長より別紙議案書（22頁～51頁）に基づき平成14年度決算報告収支計算書、税務経営指導所収支計算書、互助特別会計収支計算書、支部運営基金特別会計収支計算書、退職積立基金特別会計収支計算書、広域災害対策特別会計収支計算書、合本編纂特別会計収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照

表及び財産目録について詳細な報告がされた。

次いで、本間静夫監事より石川勝之監事とともに実施された会計監査について詳細な説明があり、いずれも適法かつ正確であるとの監査報告がなされた。

続いて第1号議案、第2号議案について質疑に入った。渡部至会員より署との定例会が12月10日後記載がないのは、行われなかったのかとの質問があり、これについて岡本昭夫総務担当副支部長より、1月は新年の挨拶のみであり、2月5日については、記載漏れであり、3月は行われなかったとの回答があり2月5日分については原本に追加記載する旨の回答があった。

質疑終了後、議長から第1号議案及び第2号議案について議場に諮った処、挙手多数にて原案どおり承認可決された。

(出席89名、委任状428名の内428名賛成)

第3号議案 東京税理士会日本橋支部顧問並びに相談役委嘱の件

岡本昭夫総務担当副支部長より今総会をもって退任する支部長神作亨会員並びに副支部長岡本昭夫会員、同岩波一会員は永年に亘り支部運営に多大な功績があり、支部規則第20条の規定によって今回神作亨会員については支部顧問、岡本昭夫会員及び岩波一会員については支部相談役に委嘱したい旨の提案があった。

議長はこれについて賛否を議場に諮ったところ、挙手多数にて承認可決された。

(出席89名、委任状428名の内425名賛成、3名否)

第4号議案 組織部設置に関する件

岡本昭夫副支部長より支部会員の増加に伴い、会員の相互連絡調整ならびに広域災害対策等支部機能の充実に資するため組織部を設置したい旨の提案がされた。

議長は、質疑を求めたのち支部に組織部を設置することの賛否を議場に諮ったところ、挙手多数にて承認可決された。

(出席89名、委任状428名の内427名賛成、1名否)

第5号議案 平成15年度事業計画承認の件

議長から第5号議案及び第6号議案は密接に関連する為、一括提案、一括審議をしたい旨の説明と提案があり議場に諮ったところ承認された。

第5号議案については下記所掌部担当副支部長(部長)によって別紙議案書に基づき詳細な説明

がなされた。

1. 総務部事業計画…岡本昭夫総務部長
2. 研修部事業計画…成田一正研修部長
3. 広報部事業計画…岩波 一広報部長
4. 厚生部事業計画…木下純一厚生部長
5. 綱紀監察部事業計画…河原邦文綱紀監察部長
6. 渉外対策部事業計画…池上悦次渉外対策部長
7. 組織部事業計画…岡本昭夫総務部長
8. 税務経営指導所事業計画…岡本昭夫副所長
9. 法対策委員会事業計画…池上悦次法対策委員長
10. 情報システム委員会事業計画…成田一正情報システム委員長
11. 広域災害対策小委員会事業計画…岡本昭夫総務部長

第6号議案 平成15年度予算案承認の件

第6号議案については浅見達雄経理部長より別紙議案書に基づき、平成15年度収支予算書及び税務経営指導所収支予算書について詳細な説明と提案がなされた。

続いて質疑に入り、石川勝之会員より支部予算について予算の縮小又は支部会費の値上げ等を幹事会で早急に検討をとの要望があった。

議長が第5号議案について議場に賛否を諮ったところ、挙手多数にて原案どおり承認可決された。
(出席89名、委任状428名の内428名賛成)

続いて第6号議案について議場に賛否を諮ったところ、挙手多数にて原案どおり承認可決された。
(出席89名、委任状428名の内428名賛成)

合計517名の出席を以って、審議事項は全て終了した。

報告事項

1. 任期満了に伴う役員選挙の結果

関口重雄選挙管理委員から支部役員の選挙結果について、支部長に河原邦文会員、幹事には議案書記載の内容のとおり40名の会員が役員として選任された旨報告があり、また本部理事には、定数立候補によって4名が選任されたとの報告があった。

2. 平成15年度会員表彰

河原邦文支部長より、議案書に記載されているとおり、表彰規程第2条第1項第3号該当者

は5名、および表彰規程第2条第1項第4号該当者2名。日税連表彰規程第3条第1項第5号該当者は5名が表彰される旨の説明と該当者名の披露があり、東京税理士会会長代理、坂田純一副会長から受賞者に対して祝辞とともに記念品がそれぞれ贈呈された。

3. 叙勲受章者披露

平成14年度秋の叙勲受章者が神作亨前支部長より披露された。

4. その他

神作亨前支部長より支部互助規則第3条による長寿祝金受贈会員の7名についてそれぞれ披露があり、出席した該当会員それぞれに対して祝福するとともに長寿祝金が贈られた。

次いで、神作亨前支部長より退任にあたり会員各位への感謝の言葉があり花束贈呈が行われた。来賓として出席された坂田純一東京税理士会副会長、有賀文宣日本橋税務署長及び萬年中央都税事務所副所長から丁重な祝辞を頂いた。

以上をもって、定期総会の全議事を終了し、成田一正副支部長の閉会の辞により閉会した。

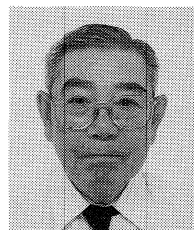
閉会の時刻は午後5時35分であった。

平成15年6月20日 東京税理士会日本橋支部定期総会議事録

議長 板橋 則雄
議事録署名人 井上 眞一
議事録署名人 大澤 昭人

研究 論文

最近の相談から



坂元 左

1. 二以上の用途に供される建物の耐用年数

(クライアントA)「先生、SC造りの3階建て貸ビルを新築することとしました。計画では、1階が小売店舗、2階が事務所、3階が住宅を考えています。

コスト計算上、減価償却の計算はどうなるのでしょうか。」

(税理士甲)「建物については、定額法と決っていますが、建物附属設備は、定額法と定率法、どちらか会社が選択した方法によることとなります。当初は定率法の方が、償却費は余計に計上できますが、耐用年数の4割を経過した場合、例えば、法定耐用年数15年の場合、6年経過後は、定額法の償却費が定率法の償却費を上回ることとなります。そこで、当初定率法を採用しておいて、法定耐用年数4割経過後に定額法に償却方法を変更したらという知恵が浮かびますが、このようなしくみを利用とする理由での償却方法の変更の承認は得られないでしょう。」

(A)「建物の耐用年数は、店舗用39年、事務所用50年、住宅用47年とありますが、1階が店舗用で39年ですから、その耐用年数39年をもって、この

建物の償却費を計算するのでしょうか。」

(甲)「それが、一筋縄ではいきません。税務では、一の減価償却資産には一の耐用年数を適用するという原則をとっています。

例えば、二つ以上の用途に共用される減価償却資産については、主たる用途に使用されているものとして、その主たる用途の耐用年数を適用することとされています。」

(A)「主たる用途といっても、このビルのような3分の1ずつ用途がわかれているものについては、判定のしようがないじゃありませんか。」

(甲)「そのようなときは、店舗用39年、事務所用50年、住宅用47年とならべてみて、中庸的な住宅用の耐用年数47年を適用するという考え方のようです。」

(A)「先生、そんなことを言ったって、一階の店舗用は39年ですから、39年経ったら、この建物は1階からくずれて使えなくなるんじゃないですか。先生の説明はおかしくありませんか。」

(甲)「第一感はそうですね。しかし、それには、建物の耐用年数はどのような考え方で決められたかということを検討する必要があります。」

そもそも、現在の耐用年数の考え方は、昭和26年大蔵省主税局が発表した「固定資産の耐用年数について」という文書で明らかにされています。

これによりますと、建物についてはS C造りの建物は、それを構成する構造体、床、窓、防水、外装等に区分し、それぞれの建築費とその区分した構造体等の個別の耐用年数とを基礎として総合耐用年数の算定方式に準じて算定することとしています。

一方、建物についてした造作は、建物に含めて償却することとされています。ところで、事務所の造作と店舗の造作とでは、建物の全建築費のうちに占める造作費のウエイトは後者の方が高いということは常識的にわかりますね。そして、造作の耐用年数は構造体（鉄骨コンクリート柱など）の耐用年数にくらべて短いでしょう。また、造作の陳腐化は、店舗の方が早いです。

したがって、造作のウエイトの高い店舗用建物については、事務所用建物よりも短い耐用年数とされているのです。

そのような考え方に立つと、ビル等を賃借して借主が造作して施設したときは、その造作を一の減価償却資産と認め、その造作の耐用年数を見積って、償却することができるとも定められています。

Aさんの建物についてみると、構造体は1階から3階まで一緒ですから、1階部分の耐用年数がついても、建物がくずれることはありませんので、店舗用の耐用年数を適用しないことについて、矛盾だともいえません。

(A)「それでは、このような場合はどうでしょう。店舗の1部をMさんが、住宅の1部をNさんが区分所有した場合の耐用年数の適用はどうなるのでしょうか。建物全体から判断した場合に、さきの説明では、住宅用の耐用年数を適用することでしたが、Bさんの取得した店舗部分についても、住宅用の耐用年数を適用することとなりますか。」

(甲)「そのような場合について、明らかな取扱いはありません。

常識的に考えますと、減価償却は、固定資産に投下した資本の費用配賦と資本回収の手段を目的としたものですから、区分所有の場合には、その区分所有部分に投下した資本を費用化すればたり

るわけですので、区分所有している部分の用途に応じて、その用途の耐用年数を適用するのが合理的でしょう。」

(A)「そうすると、1階の全部を分譲店舗として譲渡し、2階と3階のみを所有している場合には、2階と3階を通じてのみ、使用状況により用途を判定することになるわけですね。

そうすると、一の建物について、一の耐用年数という原則も、実情にあわなくなるのではないですか。」

(甲)「おっしゃるとおりです。」

【提 言】

2以上の用途に使用されている建物については、その建物の取得価額を用途ごとに区分して、それぞれごとに、その用途ごとの耐用年数を適用することとする。

また、次の算式により計算される平均耐用年数の適用を認める。

用途ごとの耐用年数をL、M、Nとする

用途ごとの床面積をℓ、m、nとする

$$L \times \frac{\ell}{\ell+m+n} + M \times \frac{m}{\ell+m+n} + N \times \frac{n}{\ell+m+n}$$

(注) 例で計算すると

$$39 \times \frac{1}{3} + 50 \times \frac{1}{3} + 47 \times \frac{1}{3} = 45.3 \rightarrow 45 \text{年}$$

2 譲渡損の長期割賦販売等

事務所職員乙「先生、B会社から、含み損のある土地を長期割賦販売で譲渡した場合、一ぺんに譲渡損を出さなければならないかと質問があったんですけど。」

税理士甲「法人税法の延払基準の規定はどうなっている。」

(乙)「はい、法人税法第63条に延払基準(題目は「長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度」)の規定がありますが、具体的な延払基準の計算のしかたは政令の124条に定めてあります。」

(甲)「それらの規定では、「譲渡損失が生ずるものは除く。」というような文言はないかね。」

(乙)「どこにもありません。」

(甲)「工事進行基準の規定はどうかね。」

(乙)「工事進行基準の規定は、法人税法第64条にあります。あれ、第64条第2項に「工事の請負(損失が生ずると見込まれるものは除く。)」とあります。となると、第64条第1項の工事進行基準

で収益及び費用の計上を強制される長期大規模工事については損失が生ずると見込まれる請負工事は工事進行基準の対象となるのですか。」

(甲)「64条1項及び2項を通じて読むとそのようになります。」

延払基準は、資産の譲渡等をした後における収益の計上方法であり、工事進行基準は、請負工事の完成前（資産の引渡し前）の収益の計上方法ですから、土俵が異なりますが、収益の計上の点だけを考えると、収益を後に計上するか、前に計上するかだけの話であり、その計算方法は賦払履行期到来をもととするか、工事進行基準をもととするかの違いのみで、両者類似しているところですよ。」法63条と令124条において「損失が生ずるものを除く。」の文言がない以上、延払基準は損失の生ずる取引にも認められます。

この法63条の規定は、平成10年の税制改正により、従来の割賦基準と延払基準がまとめられて規定されたもので、その改正前は、延払基準については、損失が生じた延払譲渡について適用除外とされていました。割賦販売については損失が生じたものも認めていたこと、長期大規模工事で損失が見込まれる請負工事についても、工事進行基準を適用することとされたこと等から、延払基準についても、損失が生ずる延払譲渡についても、その適用を認めることとされました。

ところで企業会計では、譲渡損が生ずる資産の譲渡について延払基準を認めているのだろうか。」

(乙)「その点どうも明確ではありません。まず、企業会計原則損益計算書原則三の3の注解(注6)の(4)では「実現主義について、商品等を引渡した日をもって売上収益の実現の日とする」のを原則としながら、割賦販売については割賦基準を認めることとしています。企業会計は保守主義の立場ですから、問題の譲渡損失については、代金の支払いは割賦であるけれども、すでに実現したものとみられますので、延払基準の適用は対象外とされるのではないのでしょうか。ちなみに、「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平12. 11. 14業種別監査委員会報告第193号)の4の(5)では、「割賦販売基準は、収益の認識を慎重に行うため、容認された処理である。」としています。

(甲)「さて、税法上の割賦基準の適用は、確定決

算主義を採用しており、法人が確定決算において延払基準を採用している場合に、それを認めることとされている。一方、企業会計では、譲渡損失の生ずる延払譲渡については延払基準の適用を認めないとすれば、納税者は63条の適用は受けられないこととなる。

一方、工事進行基準の場合には、欠損が見込まれる工事については保守主義の立場から企業会計でも、工事進行基準を認めるところであり、この点については、税法も企業会計も同じ立場になっている。

本件は、B社の言い分もあながち、利益調整のためのものでもないと考えられるとすれば、企業会計を説得するしかないが。」

【提 言】

割賦基準については、確定決算主義によらず、企業会計とは別に、申告調整により認めることとする。

ただし、その申告調整が、例えば、欠損金の5年繰越制度の適用に当り、打切りの欠損金が生ずるため、意図的に当期の所得を増加させるような申告調整は認めない。

3 棚卸資産の評価方法の届出

(乙)「先生、減価償却資産の減価償却方法の届出は、設立一期にあっては期末において有する減価償却資産について届出ることとされており、また、有価証券の評価方法の届出は、有価証券を取得した場合に届出ることとされています。一方、棚卸資産の評価方法の届出は、期末に有するとか、取得したとかという文言がありません。設立一期において棚卸資産の取得がなくても、棚卸資産の評価方法の届出書は、設立一期の確定申告書の提出期限までに提出しなければならないのですか。」

(甲)「うむ、規定をよく読むと、そのような結論となるね。おそらく、事業を開始するのに棚卸資産は、通常、取得されるものであり、また、法人設立に当たっては、事業目的を定款で定めており、そのことから、どのような棚卸資産を取得するか当然に予測されるということも背景にあると考えられます。」

(乙)「会社のなかには、棚卸資産の取得がないので、その評価方法を失念することもあると思いますが。」

(甲)「棚卸資産の評価方法は、売上原価の確定の

ためであり、設立一期で、開業準備中のため売上原価の計算も必要でない法人にあっては、棚卸資産の評価方法の届出を失念したということで、その後の評価方法を、最終仕入原価法と決めつけるのも、弾力的でないですね。」

【提言】

法人が設立一期の期末において棚卸資産を有していない場合には、翌期以降、棚卸資産を取得した事業年度において、その評価方法の選定を認める。

判例研究

再び「禁反言の法理と税務行政」について

渡部 至



1978 (昭53) 年、第25号支部報「にほんばし」で、このテーマで判例紹介をして25年経った。判例も新しいものが出ましたので再度問題点を論じたいと思い投稿しました。

禁反言とは一口に言えば、自己の過去の言動と矛盾する言動を禁ずるということで、英米法上では「禁反言 (estoppel) の法理」といわれています。わが国で「信義誠実の原則」「信義則」といわれるものと大体同意義であります。

民法第1条第2項は、「権利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ従ヒ誠実ニ之ヲ為スコトヲ要ス」と定めており、この規定が表している原則を信義誠実の原則という。

金子宏東大名誉教授著(「租税法」第8版増補版弘文堂)によれば、信義則は、私法と公法を通ずる法の一般原理(條理)であって租税法律関係にも適用される。行政庁の公的表示、たとえばこれまでの非課税通知に対しさかのぼって、課税を行うことは許されないと解すべきである。また、租税法における信義則の適用の有無は、租税法律主義の一つの側面である合法性の原則を貫くか、それともいま一つの側面である法的安定性=信頼の保護の要請を重視するか、という租税法律主義の内部における価値の対立の問題である。と述べられている。

◎最高裁 昭和62年10月30日 第3小法廷判決

この判例は個人事業者が、青色申告承認申請を提出していないのに、税務署から青色申告書が送られてきたので、青色申告と思い数年にわたり調査、更正もされず青色申告の特典を利用してきたのを、後日、税務署が青色申告の効力をさかのぼ

て否認したことは、信義則に反するとして争われた事件であるが、最高裁は、青色申告制度は厳格に運用されなければならない、承認申請がないことは信義則を適用する余地はない、とした事件である。

1審、2審は、青色申告の承認申請の不存在を理由として、青色申告の効力をさかのぼって否認したことは、信義則に違反し許されない、としたが、上告審で上記理由により破棄差戻しとなった。

判示の中で最高裁としては初めて、「租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、右法理(信義則)の適用については慎重でなければならない……特別の事情が存する場合に初めて右法理の適用の是非を考えるべきもの……①税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、②納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、③のちに右表示に反する課税処分が行われ、④そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか、⑤納税者の責めに帰すべき事由がないこと」など信義則を認めるための5つの必要条件を述べているが、注目すべきである。

上記判示の中の公的見解の文言であるが、前述「租税法」で金子教授は「申告承認通知は、税務署長によってなされる正式の通知であるが、原則として信頼の対象となる公の見解の表示には当たらないと解すべきであろう」と述べておられるが、「原則」としてでも、なぜ公の見解に当たらないのか疑問を感じるところである。

◎東京地裁 昭和40年5月26日 判決

(各種学校の所有する土地・建物について、東京

都が、昭和28年に固定資産税を非課税とする通知を出して非課税扱いが継続されてきたところ、昭和36年に至り、昭和32年にさかのぼり昭和36年までの固定資産税を賦課した件について、各種学校側が「禁反言の法理」で取消を主張して争い勝訴した事件)

この判決は租税法における信義則の適用を認めた最初のものであり、判示の要旨は次のとおりである。

「自己の過去の言動に反する主張をすることにより、その過去の言動を信頼した相手方の利益を害することの許されないことは、それを禁反言の法理と呼ぶか信義誠実の原則と呼ぶかはともかく、法の根底をなす正義の理念により当然に生ずる法則であって、公法の分野においても、この原則の適用を否定すべき理由はない。納税者が非課税通知を受けたことにより、将来に向っても非課税扱いを受ける期待的利益が保障されるにいたったと解することは相当ではなく、行政庁は非課税通知の誤りであったことを納税者に告げ、次年度以降につき課税することは妨げられないものと解すべきである。」

北野弘久日本大学名誉教授・法学博士著（「税法学原論」第5版 青林書院）によれば、この法理自体は、過去に遡っての取扱いの変更にのみ適用され、将来に向っての取扱いの変更に適用されない、とある。このことは過去における納税者への不利益変更は出来ず、将来に向って納税者への不利益変更はさまたげないと読むことができる。

また「この法理は、税理士、弁護士、税法学者等の専門家には適用されない。」とあるが著しく長期間（数十年など）にわたる課税庁と専門家たる納税者との関係においてはどうかであろうか。

申告是認通知は、当該時点での調査において一応申告を是認するというものにすぎないので、それ自体は通例、信義則の適用の対象にならないとある。

しかし同書において、北野教授は司法書士が約17年間にわたり、当該司法書士業の所得のすべてを自ら設立した司法書士業法人に帰属するとして納税申告を行い、課税庁も3回も税務調査をしておりながら指導なり更正処分等もしてこなかった。実に17年間の長期間にわたる課税庁の納税者に対する右不作為の事実、課税庁が納税者に対し

て信頼の対象となる「公的見解」の表示があったとみななければならない。その様に解さなければ、社会の感覚・常識に合致しない。それゆえ、このような事案には、信義則の法理を適用すべきである。と述べられている。

（本件は約17年後に、課税庁は、司法書士業の所得はすべて当該法人ではなく、司法書士個人に帰属するものとして認定して課税処分を行ったので、第1審で争われているケースである。）

以上、禁反言の法理に関係のあるユニークな判例を取上げ2人の学者の意見を紹介しました。

租税法の分野でも、この法理は適用されるべきとする意見が多数意見となりました。

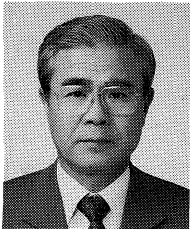
租税法律主義にもとづく合法性、負担公平の原則と法的安定性、法予測可能性とのどちらに比重をおくかが問題となるところです。

参考文献

- ・金子 宏著「租税法（第8版増補版）」弘文堂
- ・北野弘久著「税法学原論（第5版）」青林書院
- ・別冊シュトイエル No120「租税判例百選（第3版）」有斐閣



私のあしあと

新書面添付制度に
思うこと

神 作 亨

○はじめに

税理士が作成した申告書に、計算事項等を記載した書面の添付をする制度は、この度の改正税理士法によって、書面の様式の制定、税理士に対する意見聴取の手続きと方法、当局の現場サイドへの運営指針等がルール化されたことによってこの制度が46年振りに、当局に対する税理士の固有の権利の一つとして、陽の目を見たように考えられる。

○書面添付制度との関わり

ところで書面添付制度と私との関わりは、30年前に遡る。

国税庁に在職した当時は、法人税に関する事務運営について、それらの企画、立案等々の事務を担当させて頂いた。仕事の過程を通じて様々な議論を交えるなかで、申告納税制度のさらなる定義を促進するためには税理士法に規定する書面添付制度の運用を具体化する方策が急務であると認め方法論として全国国税局長会議に問題提起した。

紙面の関係で、その内容の記述は省略するが、特定大局の先輩から「国税庁の若僧は先走りしよる。」とお叱りを頂戴したこともあった。

しかし乍ら、その会議への提案によって、先駆的に実現をみた名古屋国税局の確認書制度は書面添付制度の試行という代表的な施策の好事例の一つとして著名である。

さらに数年後、東京国税局調査第一部の特別国税調査官当時における、英国への海外調査の体験からこの制度の法的側面について考える機会に恵まれた。

出張期間は旅行日を含めて10日ということから調査を効率よく進めるために準備調査の万全を

期することにしたが、この海外調査に関係して思わぬ外交問題に直面した。理由は、英国における行政手続法(仮称)(以下APAと略称する。)に起因する現地国内法にかかる問題であり、それによれば日本法人の現地支店と言えども、調査に当たっては、法が定める適正手続きに従うべきであるとする現地会計士協会のアピールであった。

大使館には、このために一方ならぬお骨折りを頂戴することになったが、会計士を対象とする意見聴取の手続きが、会計士の行政庁に対する固有かつ当然の権利として確立されていることに、強い感銘を受けるとともに法令上の差異はあるとしても前述した旧税理士法が定める書面添付制度の運用上の無策と関係者の無関心さに、両国の文化的意識の差に啞然とした。

○結び

ここ数年来の改革の嵐をうけて、我々税理士に対する、世間の対応には大きな変化が感じとれる。

或る先輩税理士のお言葉を借りると「我々税理士を取り巻く環境は、過去の会計事務所のイメージから税の専門家としての、税理士事務所へという感覚に、納税者、役所など、他所から見る目が変わってきた」と述べておられる。

去る6月の定期総会でお許しを頂き支部長をを退任してホッとした心境の下で、久しぶりに冷夏を過ごすことができた。

この原稿をまとめあげると間もなく、秋本番の季節を迎えることになる。

改正税理士法の趣旨を踏まえて、この制度の普及に努力してみたいものである。





半生の歩み

浅見 達雄

人生50年と言われた昔であれば、そろそろ終わりが近づいている年齢に到達してしまい、残り少ない人生に何をすることが出来るかを考えないといけないのであろうが、平均寿命が80歳を超えている現在、父親の89歳を見ると、その位までは健康でボケないでいることが出来るのではないかと漠然と考えてしまう。その様に考えると人生の約3分の2を過ぎるところで、過去を振り返る機会を与えて頂いたので、半生を綴ってみました。

昭和22年に埼玉県は名栗村という寒村に生まれました。東京に近いのに山深い所で、座敷の中心に座ると、空を見ることが出来ない程の山に囲まれた谷底の部落で生まれ育ったのです。

この村の主な産業は林業でした。でしたと言うのは、この20年間ほどは住宅ブームの時期があったにもかかわらず、建築方法が変わったり、輸入材にその地位をとられたりして林業は衰退の一途をたどり、昨年は同級生が経営する村内の有力な木材会社が事業を廃止しました。

こんな田舎であった為に、大きくなったら都会で生活したいとの思いは小学生のころから持っていた。中学生のころは電気関係か、土木建築関係の仕事に従事したいと思っていたが、中学生の時に入院しなければならない病を負ったことから、進路を決定する時に、担任の先生が体を心配して、工業高校への進学を止めるように指導して下さったことで、商業高校へ進学することになった。

商業高校の卒業後は、当然に事務系の仕事に、という事になるのであろうが、3年間のバス等による1時間を越える通学で体力が付き卒業するころには事務系の仕事がいやになっていた。

それでも都会へでるとの希望はまげず、都内に就職を決め社宅住まいをすることとなった。この就職が決まった後に、義兄が商業高校を卒業しているのだから「こんな資格を目指すのも良いのでは」と言って教えてくれたのが、税理士の資格であった。

就職をして半年も過ぎないうちに、会社への不

満から人生の出直しを考えて、教えてもらった税理士資格取得を目指し短大に入学して受験勉強を開始した。

5年も受けたら合格できると甘い予測を立てて望んだら、7回も受験するはめになった。学校卒業後、一般の会社の経理に2年弱勤めて、学校の同期の友人が二人一緒に採用してくれる、会計事務所をを探してきたのでその事務所に勤務した。

その事務所に約9年勤務して独立させてもらった。担当していた顧問先の大部分を引き継がせて頂いたことから独立時の苦労はあまりしていない。

昭和55年に独立したときは芝支部に所属した。59年に日本橋支部に転入してきて今年で19年になる。日本橋支部へ移るときに廃業時までこの支部にいたいと考えて移ってきたので、支部の活動に出来るだけ参加しようと思って、まず厚生部のゴルフ、ボーリング、テニスと遊びから参加した。その参加したTNGのゴルフコンペで関口重雄先生に「渡部至先生の事務所で毎月勉強会をしているので参加しないか」と声をかけていただいた。

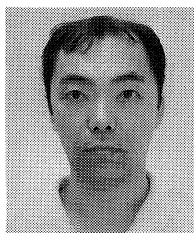
その勉強会に参加する、との決断に時間がかかり半年位過ぎてからであったと思うが歓迎を受け勉強させて頂き、多くの先生と知り合えたことは大変ありがたいことでした。

こうして振り返ると、結果として税理士の道に向かう進路のお膳立てをして下さった、中学3年の担任の先生、税理士の資格試験を教えてくれた義兄、会計事務所のイロハを教えてくれた学校の同期の友人、独立を援助して下さいった勤務先の先生、顧問先の社長、そして日本橋支部で知り合えた諸先生方と多くの人に支えられ現在の自分がある。

こうして、それぞれの時期にいろんなかたちで援助を受け、曲がりなりにも税理士業が続けられることに感謝の念でいっぱいである。そんな思いもあって平成5年から支部役員を引き受けて、微力ながら支部活動の手助けをさせて頂いている。

今後も健康でいることが出来ればまた20年位は仕事を続けることが出来るのではないかと、淡い希望を抱いて頑張っていきたいと思う。

随筆



モモからギャオスへ

小宮 聡

傷だらけで薄汚れた不細工な猫が、膝の上で半年ぶりに丸まっている。頬には噛み傷、目はひっかき傷、体も生傷だらけだ。

その猫が我が家の前に棄てられていたのは、3年前の肌寒い秋雨の日だった。ちゃトラの仔猫が段ボール箱に入れられ、ニャーニャーではなくギャーギャーと鳴いていた。鳴きすぎて声が嘎れてしまったのかもしれない。

テレビや雑誌に登場するかわいい仔猫とは少し違った個性的な顔立ちである。鼻と肉球がピンクだったのでモモと名付けられた仔猫は、そのまま我が家に居着くようになった。私にくっついて離れず毎晩添い寝をし、私が出かけるときは三つ指をついて見送ることも。家族が鼻をかんでフーと音を立てると、怒られたと思ったのか、机の下に逃げ込み震えるような仔猫は、みるみる体が大きくなり段々と親離れ(?)をしていった。

体の各部分が大きくなるに従い、もしかしたらこの猫は雄かもしれないと我が家で物議をかもしたが(添い寝をしていた私は断固として雌派だったが)、間違いなく雄猫であることがわかりなにかサギにあったような気になったのは、何ヶ月目だったのだろうか。

モモからギャオスへ名前も行動も変わった。家の中では尻尾を立てて我がものの顔で歩き回り、家の外にいる方が多くなっていく。

木登りが好きなのだが、高く登りすぎて降りられなくなり抱えて降ろすために私まで木登りをしたことも。子猫の時はあれほどくっついてきたくせに、春になると雌猫を追回して外で会っても知らんふりをして通り過ぎる。野良猫大将にいじめられて尻尾を丸めて帰り、冷蔵庫の上でぶるぶると震えている。それでも翌日になると懲りずに外に行き、大あわてで家に逃げ帰ってくることも

しょっちゅう。それでもたまには勝てるようになったのか、ギャオスが大将を追っかけ回す場面を目撃したこともあった。

そうこうしているうちに、今年の5月に私は結婚して家を出ることになった。ギャオスはブロック塀の上から、私と荷物を積んで家を離れる引越トラックを不思議そうに眺めていた。

荷物を取りに久しぶりに実家に戻った私を、ギャーとわめきながら飛びついて迎えてくれたギャオスは、前よりも傷が増えたようだ。大人気のチワワのように目はウルウルしていないが、くっついて来られると甘い顔になってしまう。あいかわらずけんかは弱いみたいだな、頭をなでている間に眠ってしまったおおきな子猫は、しばらく目を覚ましそうにない。

“鉄人”の目に涙

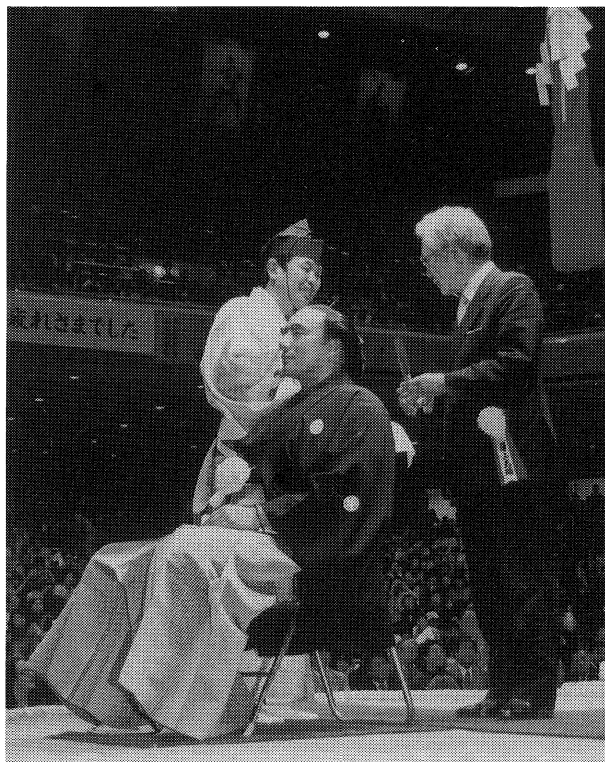
湯ノ上光昭

15年5月31日の午前11時頃、私は妻と友人夫婦の4名でJRの両国駅に降りた。土曜日というのにお客さんがホームに溢れていた。その日、寺尾関の「寺尾引退鍛山襲名披露大相撲」が国技館で行なわれることになっていた。駅の改札口を出てみると、もう人、人の波、国技館の窓口から両国駅までお客さんの行列。時折小雨の降る中、私達も行列の後についた。大相撲の人气が今一つ盛上らず、本番の土俵も、満員御礼の札の下がる日がないと言われている昨今、最高位関脇まで努めたとはいえ、引退時の番付は十両39歳、の引退相撲にこんな行列が出来るとは思わなかった。寺尾関の個人的な人気の素晴らしさに舌を巻いた。

11時30分、ふれ太鼓で始まった引退興業は、断髪式を頂点に、幕内取組を締め括りとして4時半頃終った。寺尾常史・本名福蘭好文・鹿児島県出身・井筒部屋・初土俵昭和54年7月・立会い素早い回転突っ張りて敵を翻弄した取口に加えて、真摯な土俵態度、誠実な人柄は日本中を魅了し、巷

間“鉄人”と呼ばれ、一時代を作った。

国技館の向正面に、「23年間の土俵お疲れさまでした」と大書した横断幕が掛かっていた。その土俵の上で「鉄人と呼ばれた男」の断髪式が始まった。まず、後援会長の小里代議士が祝辞を述べそして鉢入れ、鉢を入れる人は百余名と館内放送、私もその一人に招かれていた。井筒部屋の後援会員となって20年になるので招んでくれたのかなと思った。減多にない機会ということで参加した。断髪式の鉢を入れる人には溜席が指定されていた。目の前の綺麗に整えられた土俵に、向正面と東西から1m巾位の赤い敷物が敷いてある。ここに靴履きのまま上って、関取の傍に控えている行司から金色の大きな鉢を受取り、紋付・羽織・袴に正装して正面を向いて掛けている寺尾関の後に回って一礼、黒髪豊かな大髻の下にそっと鉢を入れて、髪の毛の先に一寸触れる感じで鉢を動かして終わった。実際に髪の毛は切らなかった。そっと関取の肩に触れて“ご苦労さん”と慰労すると軽く頷いて“有難うございます”と返してくれた。



鉢を入れた人は、中井貴一・平尾昌晃・千田みつお・小錦といった芸能人・スポーツ界も含めて多彩な顔触れで、“鉄人寺尾”の意外な一面が見えて楽しかった。留め鉢は、実兄で元関脇逆鉾の井筒親方が入れた。最後に愛息から花束を受ける時

“鉄人”の目頭がウルンで見えた。翌日の新聞は、「女を乗せない土俵にオレはおふくろを乗せた。写真ならいいだろう」と寺尾関がお母さんの遺影を懐に入れて断髪式の土俵に上っていたと報じた。これで願いがかなったと寺尾関の偽らない言葉があった。

寺尾関が大相撲に入門したのは、母親節子さんが亡くなって、寺尾16歳。好きだったお母さんの菩提を弔うために土俵に上る決心をしたと聞いていた。“寺尾”の四股名もお母さんの旧姓で、頑なにこの四股名を守った。“鉄人”の断髪式での涙は、亡きお母さんへの愛情の迸りであったと思う。お母さんの生前、その愛情を一身に受けて育った寺尾関、その愛情が軽量力士寺尾を“鉄人”にしたのではと思う時、最近の少年犯罪の多発は犯罪を犯す子の幼少時、母親のひたむきな愛情が欠如していたのでは、“三つ子の魂百まで”の諺がないがしろにされているのではと気になる。

明けて6月1日、元横綱貴之花の引退相撲が同じ国技館であった。土俵の“鉄人”と“鬼”が続けて2人土俵を去ったのは、やはり寂しい。

新企画

ちよつとひとこと

印紙税 軽減措置が延長されています。

～平成17年3月31日まで

不動産売買契約書 建設工事請負契約書
(一号文書) (二号文書)

郵便貯金 はカードのほか通帳と暗証番号で引き出しが出来ます。通帳の保管に注意

マナー OKサイン、親人指の輪は外国ではとんでもない意味を持つ。日本国内でも親指を立てるサインに慣れるべきでは

ワイン を注ぐときはグラスはテーブルに置いたままです。又乾杯でグラスどうしカチンもタブー

各部だより

〔総務部〕

支部幹事会報告（主要事項）

平成15年年度 第1回幹事会

日 時：6月20日（金）17時35分～17時45分

場 所：日本橋倶楽部

1 決議事項

(1) 支部監事選任の件

監事として石川勝之、前川善朗会員の両氏の選任が承認された。

(2) 本会委員会等推薦の件

本会委員会委員として、下記の会員の選任が承認された。

①各部委員会委員

宮川雅夫会員（税務審議部）、福本光男会員（総務部）、三輪裕昭会員（綱紀部）

②登録調査員

河原邦文会員、成田一正会員、中島美和会員

③監察委員

高橋保会員、小早志睦子会員、牛田英郎会員

④紀律委員会委員

池上悦次会員

⑤法対策委員会委員

池田明治会員

⑥業務侵害監視特別委員会

笠原純二会員

⑦日本税務会計学会委員

高橋美津子会員

平成15年年度 第2回幹事会

日 時：7月13日（日）15時～17時

場 所：鬼怒川ロイヤルホテル

1 決議事項

(1) 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期および提案議題の募集方法（中央都税事務所とは今回日本橋支部が当番支部）

①開催日時は以下の日時でよい。

日本橋税務署 平成15年10月10日（金）

対象は日本橋支部会員全員

中央都税事務所 平成15年11月19日（水）

対象は支部長・副支部長

②募集方法

従来は往復葉書にて、意見・質問を募集していたが、今度からメールとFAXを主流にして返信してもらう。

(2) 幹事会の開催時間と開催通知の方法の変更に 関する件

①新幹事に対するアンケートの結果を踏まえて、 以下のように実施する。

a. 執行部会 午前9時30分～午前10時30分

b. 幹事会 午前10時30分～午前12時（東京税理士政治連盟幹事会も含む）

c. 拡大定例連絡会がある場合は、拡大定例連絡会 午後1時～午後2時

拡大定例連絡会とは、東京税理士会日本橋支部側は幹事会構成メンバー、日本橋税務署側は第一統括官以上の職にある方との合同連絡会で、1年に2回程度開催する予定。

②開催通知の方法

a. アンケートの結果、メールで良いという方にはメールに変更する。

b. メールアドレスは届けていただいた東京税理士会配給のアドレスに配信する。

c. ただし、本年12月までは個人のアドレスとFAXとを合わせてお送りする。

(3) 常会・忘年会・新年賀詞交換会の開催に 関する件

前執行部より、忘年会を賀詞交換会に変更したらよいのではないかと引継があったので、本年度よりどのように開催するかを諮ったところ、従来のように忘年会のみということで決定した。

(4) 組織部ブロック別副班長委嘱の件

各ブロックに次の副班長が選任された。

第1ブロック 野原武夫会員 青木久直会員

第2ブロック 山田富士夫会員 渡辺英樹会員

第3ブロック 鳴海悠祐会員 濱 洋子会員

第4ブロック 永瀬隆敏会員 櫻井和儀会員

第5ブロック 井上健治会員 木村達生会員

(5) 情報システム委員委嘱の件

情報システム委員会の強化のため、赤坂光則会員、湯田隆二委員、濱川久子委員が追加委嘱された。

八団体合同意見交換会

日 時：平成15年 7月29日（火）14時～15時30分

場 所：ロイヤルパークホテル

日本橋税務署と関連八団体との合同意見交換会が開催され、関係役員が出席して意見交換を行った。

日本橋税務署との定例連絡会

日 時：平成15年 8月25日（月）11時～12時

場 所：日本橋税務署

日本橋税務署の幹部と東京税理士会日本橋支部の幹部との意見交換会が行われた。

日本橋税務署からは次のような連絡事項が伝えられた。

- ①管理部門より期限内納付指導のお願い
- ②資料情報担当より、取引資料せんの提出のお願い

依頼文発送日：平成15年 8月22日（金）

提出期限：平成15年 9月24日（水）

③総務課

研修会に派遣する講師のアンケートを実施することへのご協力

電子申告・電子納税については国税庁のヘルプデスクは8月4日から開設している。国税庁が発行する説明パンフレットは日本橋支部会員全員の分を入手するので、ご協力願いたい

日本橋支部の方からは、現在の支部の運営状況が報告され、意見交換が行われた。

日本橋税務署との定例連絡協議会のご連絡

本年度も日本橋税務署との定例連絡協議会が以下の要領で開催されますので、ご都合のつく会員はご出席下さいますようお願いいたします。なお既にお知らせいたしましたとおり、ご質問・ご要望もありましたら、お知らせ下さい。

日 時：平成15年10月16日（木）10時30分～12時

場 所：日本橋税務署 6階大会議室

次の常会までの時間帯でお弁当の用意があります。準備の都合がありますのでご出席の連絡がまだの会員はお知らせ下さい。

常会のご連絡

以下の要領で常会を開催いたしますので、会員の方はご参集下さい。

日 時：平成15年10月16日（木）13時～14時

場 所：日本橋税務署 6階大会議室

中央都税事務所への質問、要望事項

中央都税事務所と京橋支部・日本橋支部との税務懇談会が11月に開催されます。中央都税事務所に対する質問又は要望事項がありましたら、支部事務局までお知らせ下さい。支部の方で取りまとめた上で、提出いたします。

ホームページが運用されています**新 企 画****“ここが旨い”****日本橋 たい家（割烹）**

小網町18-17 TEL 3661-5864

みずほ銀行小舟町支店向シェル横入る

日替わりランチ ¥2000

*舌の肥えた食通には絶品の味です。混雑のために本当は教えたくありませんでした

生駒軒（中華）

人形町2-3-4 TEL 3666-1633

甘酢横丁入り一本目の通りの角

広東麺 ¥750（アサヒクラブのそば）

*自分の残業のご褒美にしています

浅野氾子提供

味 太助（和食）

日本橋2-7-25 日本橋交差点ビルB1

TEL 3516-2228

高島屋寄りの角

牛タン焼定食 ¥1200

*さすがに仙台牛タン焼き元祖！

スープも旨い

藤山清春提供

鉄板焼きレストラン「仁」

人形町1-1-15（日本橋小学校隣）

TEL 5644-0855

ランチは¥850から

*絶品のロブスター黄金焼きとフォアグラ

もちろんステーキも!!

とにかく一度入ってみるべし

福本光男提供

日本橋支部ホームページURL

<http://www1a.biglobe.ne.jp/tzei2hon>

今年度より、日本橋支部でもホームページを運用しています。これから、税理士業務にも役立つような情報をたくさん載せて参りますし、研修等の予定も順次アップしています。一度ご訪問下さい。URLは次のとおりです。

<http://www1a.biglobe.ne.jp/tzei2hon>

〔研修部〕

平成15年10月以後予定している研修部の主催する研修会は、以下のとおりです。改正税理士法により、税理士の研修が努力義務となりました。東京税理士会では、年間50時間の研修会を実施し、支部等の研修と合わせて、36時間の研修を会員に求めています。

日本橋支部研修部では、支部情報システム委員会と連携し、支部会員のニーズに応えられるような研修会を開催する計画です。会場の都合で入場者の制限がある場合もありますが、多くの会員の参加をお待ちしております。

1. 第一ブロック合同研修会

日 時：平成15年10月3日（金）午後1時～午後4時

テーマ：消費税改正研修会

講 師：渋谷支部会員 小池敏範氏

会 場：銀座ブロッサム大ホール

2. 定例連絡協議会研修会

日 時：平成15年10月16日（木）午後2時～午後5時

テーマ：法人税、消費税、所得税、資産税の改正点並びに誤りやすい事例

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：日本橋税務署 6階会議室

3. 年末調整研修会

日 時：平成15年11月14日（金）午後1時～午後4時

テーマ：年末調整の事務及び留意点

講 師：日本橋税務署・中央都税事務所担当官

会 場：東実健保会館大ホール

4. 所得税確定申告研修会

日 時：平成16年2月3日（火）午後1時～午後4時

テーマ：平成15年分所得税確定申告の事務及

び留意点

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：東実健保会館大ホール

このほか、11月中旬に日本橋税務署担当官による電子申告に関する研修会、12月2日に支部忘年会当日の午後1時～5時研修会（テーマ等未定）を予定しています。

また、情報システム委員会では、10月中旬に電子申告の基礎知識に関する研修会を予定しています。

〔組織部〕

- (1) 7月13日の幹事会において、次の10名の方に副班長をお願いし、委嘱しました。

(ブロック) (氏 名)

第1班 野原 武夫
青木 久直

第2班 山田富士夫
渡辺 英樹

第3班 鳴海 悠祐
濱 洋子

第4班 永瀬 隆敏
櫻井 和儀

第5班 井上 健治
木村 達生

- (2) 8月7日組織部打合せ会を開催し、今後の活動方針について話し合いました。

部長 池上悦次

〔厚生部〕

〈野球部〉

平成15年6月からの活動状況についてご報告致します。

	1	2	3	4	5	計
芝	0	0	7	4	0	11
日本橋	0	2	5	4	1	12×

◎平成15年6月5日（木）

第一ブロックリーグ第1回戦 神宮グラウンド

いよいよ第一ブロックの開幕です。第1回戦は芝支部との対戦です。先発大澤投手の打たせて取るピッチングがさえわたり1回、2回とわずか20球で芝支部を0点に抑える好ピッチングによりスタートしました。2回の裏、渡辺選手のフォアボー

ルを足がかりに福本選手がライト前ヒットで続き、井上選手の内野ゴロの間に渡辺選手が先制のホームイン、続く木下選手、坂下選手、星野選手の3連続フォアボールにより福本選手が生還し、2点を先制する幸先のよいスタートをきりました。3回の表よりピッチャーが桜井投手に代わりましたが、1年ぶりに立つマウンドのせいか落ち着きがなく、いきなり4連続フォアボールを出すなど本来の力を発揮する前に降板、続く3番手渡辺投手が芝打線を抑えたものの7点を取られてしまいました。3回の裏、選球眼の良い中島選手がフォアボールで出塁すると、大澤選手、渡辺選手と続き、満塁の好機に井上選手が三遊間を破るレフト前ヒット等により5点を返し同点となり振り出しに戻りました。4回の表、またしても芝支部に4点を取られ追う展開となりましたが、4回の裏、粘る日本橋は打者一巡の猛攻により4点を返し、またしても同点となり振り出しに戻りました。5回の表を渡辺投手が0点に抑えると、5回の裏、2アウトから渡辺選手のレフトオーバーの3塁打が飛び出し、続く福本選手の3塁強襲安打により渡辺選手が生還し、12対11と逆転サヨナラ勝ちを収めました。

(合宿)

第一ブロックリーグの疲れも残っている中で秋の大会に向けて、平成15年6月7日(土)、8日(日)の2日間にわたり新潟県越後湯沢において恒例の強化合宿を行いました。

当日は、2日間とも天気恵まれ「秋の大会上位進出」をめざし、一生懸命練習に励みました。

野球部の皆様、どうもお疲れ様でした。

◎平成15年7月3日(木)

第一ブロックリーグ第2回戦 神宮グランド

	1	2	3	4	5	6	7	計
京 橋	2	1	0	0	0	0	0	3
日本橋	2	0	0	1	1	0	×	4

1回の表、京橋支部に2点を取られ追う展開となりました。1回の裏、木下選手のデッドボールを足がかりに、大澤選手が続き、すかさずダブルスチールにより2、3塁になったところで渡辺選手がセンター前にヒットを放ち木下、大澤両選手が生還し2点を返し、同点に追いつきました。2回の表、またしても京橋支部に1点を取られ追う展開になりましたが、4回の裏、渡辺選手がフォ

アボールで出塁すると俊足を飛ばし3塁まで盗塁、続く山科選手の内野ゴロの間に生還し、同点に追いつきました。5回の裏、中島選手が出塁すると3塁まで進塁し、大澤選手の内野ゴロの間に生還し逆転、投げては4回より大澤投手から代った桜井投手が安定した本来のピッチングを発揮し、京橋打線を抑え4対3で勝ちました。

◎平成15年8月8日(金)

第一ブロックリーグ第3回戦 神宮グランド

	1	2	3	4	5	6	計
日本橋	0	0	0	1	0	3	4
神 田	4	3	2	0	1	×	10

春季大会優勝の神田支部の対戦となりました。

1回の裏、桜井投手の球道が定まらぬ間に4点を先制され、続く2回裏、更に3点を追加され厳しいスタートとなりました。4回の表、中島選手が出塁し、坂下選手のレフト前ヒットにより1点を返し、又、6回の表、山科選手、坂下選手、井上選手、岩波選手がヒットを放ち3点を取る等一生懸命追い上げましたが、力ここに一步およばず4対10と負けてしまいました。負けてはしまいましたが、最後まであきらめず粘るこの気持ちを次回に生かしていきたいと思います。

◎平成15年8月22日(金) 14:00~18:00

月島グランドにおいて練習を行いました。

◎平成15年8月22日(金) 税理士会館

第96回支部対抗野球大会の抽選が行われ、9月1日(月)午前8時30分より神宮外苑軟式野球場において強豪中野支部との対戦が決まりました。一戦、一戦を大切に、上位進出をめざし選手一丸となって頑張りますので応援の程宜しく願い申し上げます。

最後に、この紙上をお借りしまして日頃野球部のために心温まるご声援を賜りました諸先生方に厚く御礼申し上げます。有難うございました。

又、野球部へ入部される先生を募集しておりますので、入部してみたいなと思われる先生方遠慮せず奮って下記へご連絡、ご紹介をお待ちしております。

連絡先 星野 Tel 3666-4993

深津 Tel 3862-9317

〈キャプテン 深津栄一・記〉

〈ゴルフ部〉

平成15年5月以降のTNG会は、開催しており

ません。今後の予定は、9月9日に大利根カントリークラブ、10月8日に浦和カントリークラブ、11月20日に茨城ゴルフクラブ、12月4日に相模原カンツリー倶楽部で開催します。

新ペリアハンディで競技を行ないますので全員優勝のチャンスがあります。

今後も名門ゴルフ場で開催してゆきますので是非参加して下さい。 〈木下純一・記〉

〈テニス部〉

東京税理士会では東京税理士テニス連盟の主催で、年3回のテニス大会を開催しています。5月に行われる春季大会は、税理士以外に税理士の妻も参加でき、男子W・混合W・シニアWが行われます。11月の秋季大会は税理士のみの参加で、男子W・混合Wが行われます。さらに、10月には支部対抗の団体トーナメントがあるのですが、これは、男子W2試合・混合W1試合の対戦で2勝したチームが勝ちあがるトーナメントです。

過去、日本橋支部は支部対抗戦では、準優勝、春・秋大会では団体優勝、混合W優勝、男子W準優勝の成績を残しています。

現在は、毎月1回の練習会を開催していますが、品川プリンスホテル裏の高輪スポーツのインドアコートで、プロコーチの松岡伴育氏にコーチングをお願いする、中身の濃いものです。勿論、練習後には食事をしながら、プレーのこと仕事のこと等々楽しい会話も弾みます。

部員の年齢構成は決して若いとは言えませんが、いつまでも青春を楽しめるテニス部、興味のある方は一度支部事務局へお問い合わせください。

〈中島美和・記〉

〈囲碁部〉

4月18日、日本棋院柴田四段の指導碁(三面打)を開催、会員が4勝2敗で快勝、今後のはげみとなりました。今後の主な日程は、次のとおりです。

11月21日(金) 日本橋支部秋季囲碁大会
(賞品がたくさんあります。)

12月16日(火) プロ囲碁指導

〈歌舞音曲部〉

第18回カラオケ発表会

●主催／東京税理士会 日本橋支部

●会場／東税健保会館

●日時／平成15年10月18日(土)

午後1時開演

●司会／若狭茂雄・高橋美津子

ご挨拶

東京税理士会 日本橋支部 支部長 河原邦文
カラオケ発表会

1. 鈴木 毅 兄弟船 (鳥羽一郎)
2. 佐々木則司 熱き心に (小林 旭)
3. 細野 矩男 白雲の城 (氷川きよし)
4. 石川 裕之 修羅の川 (北島三郎)
5. 佐藤 嘉光 夕焼けわらべ (嶋三喜夫)
6. 濱 洋子 ベッドでタバコを吸わないで (沢たまき)
7. 若狭 茂雄 ふるさと (五木ひろし)
8. 神作 亨 君恋し (フランク永井)
9. 中島 美和 涙そうそう (夏川りみ)
10. 河原 邦文 人生桜 (中村美津子)

休 憩

お礼の言葉 厚生部長 吉村博一
ゲスト ジャズダンス 田村暁美

T.T. Wonder Land.

特別出演

坂元 左(日本橋) 小ばなし
平山 玲晃(中 野) 野風増 (河島英五)
上 秀夫(新 宿) 心凍らせて (高山 巖)
渡邊眞由美(青 梅) ワインレッドの心

(安全地帯)

佐久間 淳(中 野) 22歳 (谷村新司)

休 憩

11. 中島 重敏 哀の河 (森 進一)
12. 渡辺 英樹 島唄 (The Boom)
13. 宮川 雅夫 北の雪虫 (キム・ヨンジャ)
14. 伊藤 文夫 かよい船 (田端義夫)
15. 福本 光男 MONEY (浜田省吾)
16. 板橋 則雄 哀愁平野 (大川栄策)
17. 大澤 昭人 カリフォルニアコネクション (水谷 豊)

18. 藤山 清春 のぼり坂 (北島三郎)

19. 湯上 光昭 星空の秋子 (氷川きよし)

休 憩

ゲスト歌手 アイリーン

〔綱紀監察部〕

○会費の滞納者について

東京税理士会より6月20日現在の長期会費滞納者6名の名簿送付あり、現況を調査し報告する

ようにとの通知がありました。結果は1名は直ちに納入、1名は近々納入すること。残りのうち1名は本人と交渉中、1名は家族と連絡がとれました。連絡のとれないもの2名となりました。以上東京会へ報告しました。

○監察委員全体会議が8月28日（木）に東京税理士会において開催されました。

会議は、にせ税理士及びにせ税理士法人の予防・排除等について報告があり、今後の活動の方向が示されました。

○「税理士業務処理簿」の記載要領についての説明会を予定しております。多くの方のご参加をお願いします。日時等確定しましたらお知らせします。

〔渉外対策部〕

法人会及び商工会議所等からの依頼を受け、改正税法説明会及び税務相談のための会員派遣を下記のとおり実施した。

日本橋法人会

平成15年 6月6日（金）	担当税理士	若狭 茂雄
7月2日（水）	〃	坂元 左
8月6日（水）	〃	山崎 健
9月3日（水）	〃	渡辺 春樹

商工会議所 本部

平成15年 6月10日（火）	担当税理士	蟻坂 欣一
7月1日（火）	〃	蟻坂 欣一
7月22日（火）	〃	佐々木則司
8月12日（火）	〃	佐々木則司
9月2日（火）	〃	高橋美津子
9月26日（金）	〃	高橋美津子

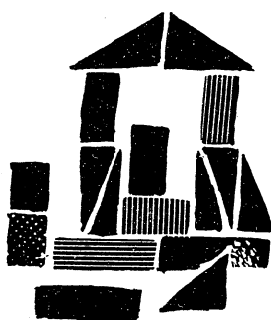
商工会議所 中央支部

平成15年 6月18日（水）	担当税理士	佐野 典子
7月16日（水）	〃	武者 政美

東織厚生年金会館 3階

（改正消費税法説明会の講師）

平成15年 9月4日（木）	担当税理士	井上 健治
---------------	-------	-------



「私の選んだ1冊」

渡 部 至

北野弘久 著

「税法学論（第五版）」（青林書院）



日本大学名誉教授・法学博士で弁護士、税法学の権威、北野弘久先生が本年（2003年6月25日）「税法学原論（第五版）」を著された。初版は1984年であるから、実に20年にわたる著者の税法学に対する研究の集大成であるということが出来る。

税法の法的概念は、日本国憲法を基礎にして構成するのが妥当であり、日本国憲法のもとでは、納税者は租税の徴収と用途とに関する憲法規範原則にしたがってのみ納税の義務を負うという権利が存在する。これを憲法30条を中心に構成する。

著者はこれを納税者基本権と呼んでいる。

本書全体はこの「北野税法学」の観点に立って構成されているのである。

以下本書がとり上げている多くの問題点のうち実務にたずさわっている税理士として、日常業務を行う上で、大いに参考すべき著者の論点の2、3について紹介することとする。

① 租税法律主義の原則について

租税法律主義（地方税については本来の租税条例主義）以外のいかなる法原則も税法の運用、執行の段階では持ち込まれてはならない。租税法律主義が、唯一の指導的基本原則である。

② 実質課税の原則について

税法の解釈・適用の基本原則として、租税法律主義以外にさまざまな原理が存在するという主張が存在する。

そのもっとも重要な基本原則として実質課税の原則が存在するという主張が、今日、なお有力説として示されている。そこでこの原則の「正体」を学問的に検証しておく必要がある。

日本の税法の実務界を支配している「税務認定」という考え方の法理論的基礎は、実に、租税法律主義とは別個の、この実質課税の原則に存在するのである。

もし、租税法律主義とは別に「実質課税の原則」ないしは「租税負担公平の原則」が、所与の税法秩序のもとにおいて、税法解釈・適用の基本原則としてもちだすことが肯認されるならば、そのときは税法は、もはや「法」としての性格を消失し、単なる行政の「手引き」的存在になってしまうであろう。

③ 応能負担原則について

応能負担原則は立法論のレベルでの原則である。税法の解釈・適用の指導法原則とはならない。

応能負担原則・累進税の原理は、憲法の人権論からいえば、社会権の投影である。それだけに、応能負担原則・累進税の原理の具体化は、福祉国家である現代国家の課題・責務といえよう。

④ 信義誠実の原則について

私法の領域で発達してきた信義誠実の原則または禁反言（estoppel）の法理は法の一般原理である。

租税法律関係にも適用されるかが問題となる。しかし複雑な税務行政の現実にかんがみて、租税法律関係にも一定の場合に、法の一般原理としてのこの法理の適用が許容されるべきという考え方が、日本では昭和20年代後期に、とりわけ税法学者から示されるようになった。

この法理を一定の場合に税務行政にも適用するべきである。

⑤ 税務調査権について

通常の課税処分のための調査権の規定はきわめて簡素でかつ不備である。税務調査手続法が整備されることが望ましい。

法実践論的には税法は「徴税の法」ではなく、まさに徴税権力に対抗する納税者側の「権利立法」としてとらえなければならない点が留意されるべきである。

著者の見解と異なる課税庁側の見解「税務調査の法的知識」(昭和47年、1972年国税庁発表)を紹介しながら58ページにわたり述べられている。

以上紹介した「北野税法学」の論点のほか、「税務職員の守秘義務」「税理士制度」など注目すべき項目が多くあるが、紙数の関係で省略する。

北野教授は一昨年(2001年)古希を迎えられたが、本書序文で「生涯現役」のつもりで、今後ますます努力をしなければならないと考えている、と述べられている。

第一線の専門家として日夜、税法学を实践されつつある税理士達よ、がんばれと呼びかけられておられる。支部会員の皆さん、先生の意見と異なる方も居られると思うが、是非本書を一読されることをおすすめする次第である。



広 報 部 よ り 新 企 画 に つ い て

“にほんばし”をより楽しく読んでいただくために、新しいコーナーを企画しました。

今日の情報化時代に、約700名の先生方がお持ちの貴重な情報をご提供していただき、相互に享受しあえれば広く、早く情報の収集ができるのではと思います。また、“にほんばし”だけでなく支部のホームページにも掲載して迅速にお届けしたいと考えています。

ちょっとひと言

税法だけでなく、一般的な事、マナーに関する事、また知っていると便利な事など、20字～100字以内で

ここが旨い(鼎足の店をご紹介ください)

店名 和食、中華等 場所 紹介料理 氏名もお忘れなく

以上、先生方からの情報をお待ちしております。ご協力のほどよろしくお願いします。

ファクシミリ：3639-3979(支部事務局)

日本橋署新旧幹部職員名簿

平成15年7月10日現在

官 職	新 任 者		前 任 者	
	氏 名	前 任 部 署	氏 名	異 動 先 部 署
署 長	松 尾 敏 三	税務大学校教育二部長	有 賀 文 宣	【勇 退】
副署長(総)	高 木 優	課税一部訟務官室訟務官	山 崎 明	【勇 退】
副署長(個)	山 本 高 志	〔留 任〕	山 本 高 志	〔留 任〕
副署長(法)	上 田 幸 穂	関信審判所副審判官	吉 田 稔	課税一部訟務官室訟務官
特 官(徴)	(振 替)		山 田 純 俊	豊島特別徴収官
特 官(所)	牧 嶋 和 夫	浅草特別調査官(所)	上 野 五十治	【勇 退】
特 官(所)	花 見 修	査察部査察26総括主査	(新 設)	
特 官(開)	(廃 止)		遠 藤 忠 良	品川特別調査官(法)
特 官(法)	星 武 夫	横浜中特別調査官(法)	石 倉 傳 雄	神田特別調査官(法)
特 官(法)	田 村 良 雄	千葉東酒類指導官	(新 設)	
特 官(法)	松 本 坂 好	〔留 任〕	小 林 幸 夫	国税庁事務管理課補佐
特 官(法)	後 藤 一 男	調査四部調査41総括主査	米 倉 周 治	本郷特別調査官(法)
特 官(法)	佐 藤 光 一	総務部営繕監理官補佐	松 本 坂 好	〔留 任〕
特 官(源)	佐 野 昇 逸	〔留 任〕	佐 野 昇 逸	〔留 任〕
総 務 課 長	太 田 律 子	総務部広報広聴室補佐	中 川 昭 徳	船橋副署長
管 理 統 括	田 中 粒 一	鶴見管徴1統括官	田 原 榮 一	厚木管徴1統括官
特 官(徴)	佐々木 淳	船橋特別国税徴収官	(振 替)	
徴 収 統 括	千 田 富 二	〔留 任〕	千 田 富 二	〔留 任〕
特 官(所)	飯 島 三 男	千葉東個人1統括官	(新 設)	
個 1 統 括	木 内 永 治	課税一部料調三総括主査	尾 方 治 信	千葉南個人1統括官
個 2 統 括	金 澤 史 郎	〔留 任〕	金 澤 史 郎	〔留 任〕
個 3 料統括	井 澤 修 治	成田個人1統括官	永 尾 淳 一	成田特別調査官(所)
資 産 統 括	荻 込 謙 一	〔留 任〕	荻 込 謙 一	〔留 任〕
特 官(法)	矢 野 正 男	〔留 任〕	矢 野 正 男	〔留 任〕
特 官(法)	荒 沢 忠 雄	〔留 任〕	荒 沢 忠 雄	〔留 任〕
特 官(源)	浅 井 優 子	戸塚法人2上席	加賀谷 捷 吉	横浜中特別調査官(法)
特官連調官	後 藤 和 義	小石川法人1総括上席	松 浦 正 幸	新宿特官法連調官
法 1 統 括	澤 城 教 典	玉川法人1統括官	安 部 雅 文	渋谷法人1統括官
法 連 調 官	矢 野 秀 喜	麴町総務課補佐	有 田 富 廣	査察部統括官付主査
法 2 統 括	青 野 貞 子	佐原法人1総括上席	澤 長 範	成田税務広報広聴官
法 3 統 括	浅 野 任	財務省	齊 藤 明 彦	立川酒類指導官
法 4 統 括	原 昭 男	〔留 任〕	原 昭 男	〔留 任〕
法 5 統 括	長 岡 忠 昭	〔留 任〕	長 岡 忠 昭	〔留 任〕
法 6 統 括	粕 谷 正 広	神奈川法人4統括官	林 田 弘 志	日本橋法人7統括官
法 7 統 括	林 田 弘 志	日本橋法人6統括官	篠 部 信 雄	松戸法人6統括官
法 8 統 括	菅 原 校 一	〔留 任〕	菅 原 校 一	〔留 任〕
法 9 統 括	天 野 英 夫	江戸川北管徴4統括官	藤 村 慎 一	目黒法人7統括官
法 10 統 括	白 井 豊 康	本所法人4統括官	杵 田 比佐子	調査二部統括官付主査
法 11 統 括	吉 田 道 夫	〔留 任〕	吉 田 道 夫	〔留 任〕
法 12 統 括	塩 川 正 幸	東京上野個4料統括官	加 藤 大 典	東京上野特別調査情報官
国 専 官 法	菊 池 誠	神田法人10統括官	朝比奈 礼 子	芝国際税務専門官(法)
国 専 官 源	岩 浪 明	調査二部調査9主査	伊豆倉 博 幸	麻布国際税務専門官(源)
国 専 官 源	木 下 文 男	豊島国際税務専門官(源)	下 藤 俊 文	渋谷個人7料統括官
情報技術官	遠 藤 昭	〔留 任〕	遠 藤 昭	〔留 任〕
審 専 官(源)	鈴 木 秀 美	麻布法人5統括官	(新 設)	
課 長 補 佐	今 井 正 人	〔留 任〕	今 井 正 人	〔留 任〕
総 務 係 長	野 中 雄 一 郎	〔留 任〕	野 中 雄 一 郎	〔留 任〕
会 計 係 長	齊 藤 毅	銚子法人1調査官	伊 藤 修	日本橋法人1調査官

中央都税事務所からのお知らせ

★9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)。

9月は、固定資産税・都市計画税第2期分の納期です。6月にお送りした納付書によって、お近くの金融機関、郵便局または都税事務所で、9月30日(火)までにお納めください。

納税には、安心・便利な口座振替納税制度をぜひご利用ください。お申し込み方法は、納税通知書に同封された「都税口座振替依頼書(ハガキ式)」に記入しポストに投函するか、納税通知書、預金通帳及びご使用の印鑑をご持参のうえ、金融機関または郵便局に常置されている複写式依頼書に必要事項をご記入のうえ、納期の前月10日までにお申し込みください。

詳しくは、23区内の都税事務所におたずねください。

★都税事務所職員を装った電話にご注意を!

最近、都税事務所の職員名を装うなどして、電話により法人や個人の情報を聞き出すといった事例が多発しています。

法人の事務所や納税者の自宅に電話をして「都税事務所の〇〇だが」と名乗り、電話に出た方に法人の「FAX番号」や個人情報である「家族構

成、勤務先」などを聞き出すというものです。

都税事務所の職員から、このような内容の電話は行っておりませんので、不審な電話があった場合には、回答しないようご注意ください。

なお、東京都の税務職員が、納税者の方に対してお問い合わせをするのは、原則的には提出された申告書類の内容についてご本人に確認するときや、納期限を過ぎた税金について納税のお願い・ご相談をするときなどです。

★災害により被害を受けたときは・・・

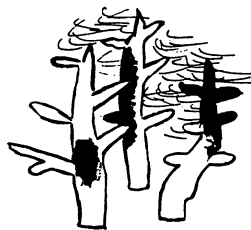
秋は台風シーズンです。

不幸にして台風や集中豪雨などで甚大な被害を受けた納税者の方には、いったん課税した税金の内、まだ納期限の到来していない税額を軽減する制度があります。

減免の対象となる都税は、固定資産税・都市計画税(23区以外は各市町村にお問い合わせください)、不動産取得税、個人事業税などです。

減免は納税者の方からの申請が条件になっておりますので、該当される方はお早めに都税事務所に申請してください。

中央都税事務所(代) 3553-2151



支部会員異動のお知らせ

平成15年8月27日現在(15年6月1日～15年8月27日)

〈入会〉

電話 3660-5657

7月23日 岩澤 秀幸 東日本橋3-6-5
平野ビル1・2階
平野嘉重税理士事務所内
電話 5695-7731

8月1日 趙 波 八重洲1-4-21
共同ビル
藤間秋男税理士事務所内
電話 5201-6555

8月27日 松井 純一 日本橋茅場町2-4-8
共同ビル73号室
電話 048-262-7404

8月27日 門脇 博 日本橋堀留町2-6-2
川崎ビル5階
電話 5643-1164

8月27日 太田 榮一 日本橋茅場町1-6-2
網中第一ビル3階
電話 3666-9088

8月27日 山本 勝 日本橋小伝馬町16-5
新日本橋長岡ビル8階
電話 5645-3135

8月27日 櫻井 博 日本橋人形町3-7-13
日本橋センチュリープラ
ザ403号
電話 3660-5684

8月27日 高木 武彦 日本橋茅場町1-11-9
山本ビル7階
電話 3667-0107

8月27日 平岡 悟 日本橋馬喰町2-5-11
北星ビル2階
電話 5643-7626

8月27日 恒岡 満勝 日本橋室町1-10-10
LXS室町801号室
電話 6202-1751

8月27日 岡本 八郎 日本橋室町4-2-17
第5サンビル8階
電話 3271-8880

8月27日 本田 純二 日本橋人形町1-18-6
鳥近ビル6階
電話 3663-3610

8月27日 高木 建郎 日本橋茅場町1-12-8
角一ビル4階

〈転入〉

6月2日 金 敬雅 (猪瀬 敬雅)
日本橋堀留町1-7-3
1F

電話 5614-7001

6月18日 枡木伸二郎 日本橋蠣殻町2-10-
12 小島ビル1階
電話 3660-8743

6月23日 村上 功 日本橋人形町1-18-5
TK人形町ビル5F
電話 5652-4521

8月5日 太田 龍彦 日本橋本町2-3-15
共同ビル(新本町)64号室
電話 3548-3488

〈法人会員入会〉

税理士法人レコルテ 八重洲1-4-22
モリタニ83ビル2階
電話 5200-1638

清新税理士法人 日本橋室町2-3-16
三井六号館5階
電話 3271-5247

税理士法人日本橋税経センター
日本橋人形町2-26-8
サンマルコビル10階
電話 3662-7701

〈転出〉

石原 祥子 豊島支部へ
倉持 靖 新宿支部へ
小太刀秀雄 中野支部へ
内田 稔 新宿支部へ

〈退会〉

井上 尚男 千葉県会へ
神志那憲二 千葉県会へ
地曳 明子 千葉県会へ

〈事務所変更〉

6月12日 田中 尚子 日本橋大伝馬町2-12
プレール日本橋三越前
1003号

6月27日 高畠 順一 日本橋蠣殻町1-6-1
第3彦田ビル3階

7月1日 浅見 達雄 日本橋人形町3-11-2

7月3日 大澤 昭人 レコルテ85ビル3F
日本橋小伝馬町14-5
メローナ日本橋1002号

7月15日 櫻井 和儀 八重洲1-4-22
モリタニ83ビル2階
税理士法人レコルテ

7月15日 田中 稔 同 上

7月15日 上田 正宜 同 上

7月17日 石渡 信行 日本橋室町2-3-16
三井六号館5階
清新税理士法人

7月17日 西村 寛 同 上

7月17日 中根堅次郎 同 上

7月17日 高橋 純子 同 上

7月17日 山田 実花 同 上

7月17日 倉持 裕子 同 上

7月17日 水谷美奈子 同 上

7月17日 築田 順子 同 上

7月17日 高橋美保子 同 上

7月17日 越石 真理 同 上

7月17日 森 菜穂子 同 上

7月17日 田中 泰子 同 上

7月17日 田中 由香 同 上

7月17日 渡邊 亜紀 同 上

7月23日 板橋 則雄 日本橋人形町2-26-8
サンマルコビル10階
税理士法人日本橋税経セ
ンター

7月23日 中沢 勇 同 上

7月23日 松下 敏雄 同 上

7月29日 松丸 洋行 日本橋蠣殻町1-26-6
第2こまビル4階
電話 3664-4451

8月25日 上平 孝子 日本橋人形町3-1-2
レコルテ85ビル3階
浅見達雄税理士事務所内

〈住所変更〉

6月3日 坂本 孝 〒336-0936 さいたま市
緑区太田窪1-28-11

6月3日 木島 淳一 〒166-0016 杉並区
成田西3-20-38
電話 5335-4336

6月5日 桑澤 克実 〒362-0014 上尾市
本町1-10-25-10
電話 048-777-6578

6月6日 山口 親一 〒331-0804 さいたま市
北区土呂町1-27-12

6月6日 都築 隆也 〒331-0061 さいたま市
西区大字西遊馬2320-1

6月9日 金子 輝男 〒338-0014 さいたま市
中央区上峰3-14-11-105

6月18日 栃木伸二郎 〒136-0076 江東区
南砂6-1-11
春木マンション第三201
電話 3646-5472

6月27日 高島 順一 〒194-0013 町田市
原町田6-28-15-304
電話 042-726-5199

7月3日 大澤 昭人 〒336-0017 さいたま市
南区南浦和2-42-16-301

7月22日 丹羽 正裕 〒279-0014 浦安市
明海15 海園の街6-1303

7月31日 金子 輝男 〒332-0026 川口市
南町1-6-21
電話 048-251-9932

8月6日 高山 英機 〒270-1516 印旛郡
栄町安食2375-11
電話 0476-95-1747

〈氏名変更〉

猪瀬 敬雅 (金 敬雅)

■支部事務局職員異動

7月31日退職 小玉 卓一
永年のご尽力ありがとうございました。

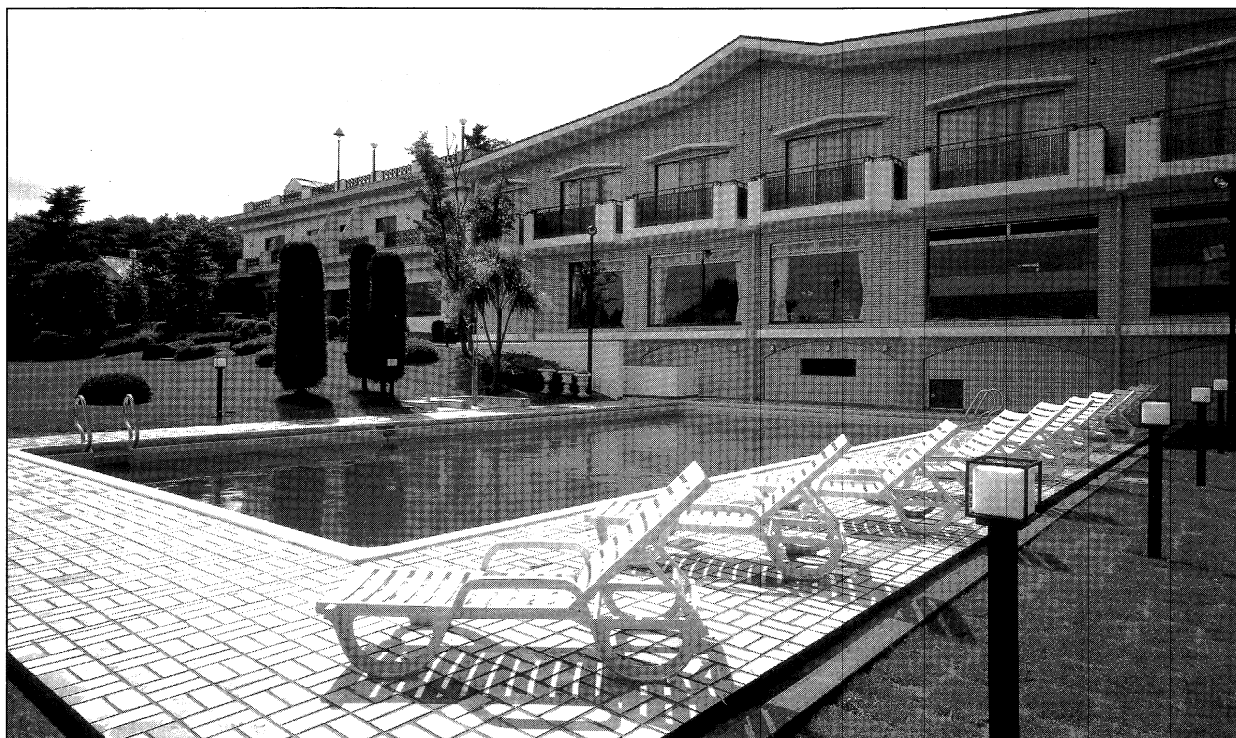
～ 編集後記 ～

冷夏とはいえ夏休み中にもかかわらず、原稿の
お願いを致しまして、大変恐縮に存じます。

着任されました松尾署長にもごあいさつをいた
だき、先生方には「研究論文」「判例」「私のあしあ
と」及び「随筆」など、貴重な原稿をいただき、
厚く御礼申し上げます。

次号は1月発行の予定です。

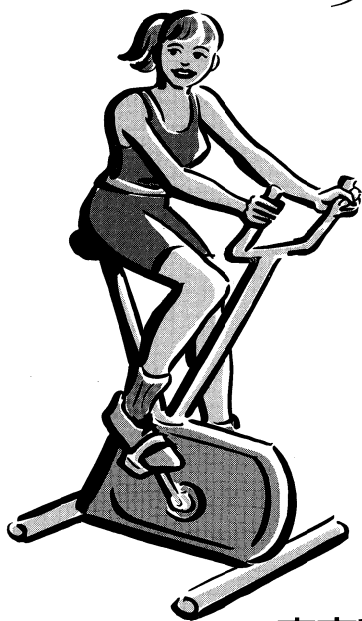
編集委員：浅野汎子 福本光男 佐々木則司
三輪裕昭 高橋美津子 鈴木 毅
藤山清春



直営保養所「伊豆高原倶楽部」

とうぜいけんぽ 加入のお薦め

東税健保組合は健全財政のもと、各種事業を積極的に展開して、多くの加入者に喜ばれています。



《特長》

1. 独自の附加給付

法律で定められた保険給付のほかに、プラスαの一部負担還元金、家族療養附加金等があります。

2. 政管健保より安い保険料

3. 保健事業の積極展開

成人病や婦人健診などの各種健康管理事業を始め、各種の体育教室やレクリエーション事業、保養所など健康の保持増進のための事業を積極的に実施しています。

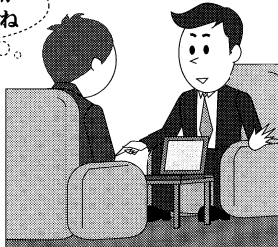
東京税務会計事務所健康保険組合

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-12-11(東税健保会館) TEL.03(3232)5541(代表) FAX.03(3232)5547
<http://www.touzeikenpo.or.jp>

～税理士先生と関与先様のために～

日税グループからのお知らせです

顧問料の集金

関与先もきっと
待ち望んでいます。便利な制度が
あるらしいね

当制度は税理士事務所の経営効率化、経費節減に役立つだけでなく、関与先にとっても振込の負担や手数が省ける等のメリットがあり、たいへん喜ばれています。ぜひ、関与先にご利用をお勧めください。

No.1
の実績

税理士協同組合の 報酬自動支払制度

ご利用税理士数 10,644人、関与先数 135,000社 (平成15年5月現在)

税理士協同組合
事務代行社株式
会社

日税ビジネスサービス

☎0120-155-551

URL <http://www.nichizei.com/nbs>

不動産の売買

不動産のことなら何でもご相談ください。

情報提供力

企画提案力

迅速な実行力

当社は、あらゆる不動産案件にベストプランをご提案し、スピーディな実行力で先生をフルサポートします！

関与先の不動産案件をぜひご紹介ください。

案件成立の場合、媒介手数料の20%をご紹介料として先生にお支払いします。

宅建業法に定める媒介手数料以外のものについては、関与先から頂いた実収手数料の5%のご紹介料をお支払いします。

税理士協同組合指定会社

株式
会社

日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf>

医療保険

自信があります。私の医療保険。

病気・ケガの保障を考えたい人へ

- ① 一生涯の保障
- ② 一生涯変わらない割安な保険料
- ③ 0歳からの保障
- ④ 1泊2日はもちろん「日帰り入院」から保障

●お問い合わせ、お申込み先

全税共保険 株式
取扱代理店 会社

共栄会保険代行

TEL 03-3340-5533

URL <http://www.nichizei.com/khd>

\新登場/

一生いっしょの医療保険

EVER

エヴァー

全税共の「集団取扱」の
割引保険料を適用

引受保険会社

アメリカンファミリー生命保険会社

中小企業総合事業団の 小規模企業共済制度

事業主や会社役員の退職金制度



関与先にもお薦めください

節税しながら豊かなエルダリーライフ

この時代だから、魅力！
ステップの節税・掛金とつくり所得控除

《制度の特色》

- ①掛金は全額所得控除できます。
- ②安全・確実な保障です。
- ③貸付制度が利用できます。
- ④共済金は退職所得扱い、又は公的年金等の雑所得扱いです。
- ⑤共済金は一時払と分割払のどちらかを選択できます。

《加入できる方》

- ①常時使用する従業員の数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の個人事業主及び会社の役員。
- ②事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員。
- ③常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員。

《毎月の掛金》

- ①月額1,000円から500円刻みで最高70,000円までの間で自由に選べます。

東京税理士協同組合

〈お問い合わせ／資料請求先〉

東税協新宿事務所 〒160-0022 東京都新宿区新宿3-25-1 新宿富士ビル7階 ☎03(5363)2011(代)